公告第 287 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和８年 11 月 27 日

郡山市長 椎根 健雄

第１　業務概要

１　業 務 名　郡山市ペットボトル水平リサイクル事業

２　業務内容　別紙仕様書のとおり

３　履行期間　協定締結日から令和 12 年３月 31 日まで

４　提案単価　ア　提案単価は使用済みペットボトル１ｔ当りの単価とし、財団法人容器包装リサイクル協会（以下「リサイクル協会」という。）が公表する落札単価を参考に算出根拠を明示するほか、比較価格としてその方法で算出した令和８年度下期の参考見積単価（以下「算出方法及び参考見積単価」という。）を提示する。

イ　単価は半期（４～９月、10～３月）毎の更新とする。

ウ　令和８年度下期の郡山市とリサイクル協会の引取単価は、１ｔ当り¥64,078 円（消費税及び地方消費税を含む。）である

５　年間予定数量　年間　約 700ｔ（±20％程度の増減あり）

第２　参加資格

１ 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和７年３月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

(5) 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を本公告の５

年前の日から参加申込期限までの間において、単独または代表構成員として受注し完了または実施中の実績を有すること。

2 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員の役割分担が明確になっていること。

(2) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

(3) １の(1)から(4)までの要件について、共同企業体の全構成員が満たしていること。

(4) １の(5)の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

(5) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員が、市と使用済みペットボトルの売払いに係る契約を締結できること。

第３　郡山市ペットボトル水平リサイクル事業に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

http://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/196890.html

第４　担当部局

〒963-8601　福島県郡山市朝日一丁目 23 番７号

郡山市環境部資源循環課サーキュラー推進係

電話 024-924-2751　ファクシミリ 024-935-6790

メールアドレス shigen@city.koriyama.lg.jp

第５　参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

１　提出期限　令和８年 12 月 28 日（月）　午後４時 30 分まで

２　提出場所　郡山市役所西庁舎４階　郡山市環境部資源循環課

３　提出方法　持参又は郵送による。

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）第１条に規定する市の休日を除く午前９時から午後４時 30 分までの受付とする。郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

第６　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

１ 参加資格要件を満たしていない場合

２ 提出書類に虚偽の記載があった場合

３ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
４ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
５ 参考見積単価が、令和８年度下期の郡山市とリサイクル協会の取引単価を下回った場合

第７　優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

１　郡山市ペットボトル水平リサイクル事業に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和８年11月16日制定)に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の優先交渉権者及び次順位者を決定する。

２　審査結果については、郡山市ウェブサイトに、次の内容を公表するものとする。
なお、優先交渉権者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
(1) 事業者名
(2) 優先交渉権者及び次順位者名
(3) 各参加者の評価点
(4) 審査の経過及び審査委員

第８　協定及び契約条件

１　提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、優先交渉権者と提案内容に基づき詳細協議及び調整を行い、双方合意の上協定の締結を行う。
なお､優先交渉権者と協定締結に至らない場合は､次順位者を新たな候補者とし手続きを行う。

２　市は優先交渉権者もしくは優先交渉権者が指定するリサイクラーと、使用済みペットボトルの売払いに関し、随意契約の手続きを行う。

３　優先交渉権者の決定から使用済みペットボトルの売払いに関する契約締結までに「第６　失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

４ 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第８条第１項第５号の規定により免除とする。

５ 契約書の作成を要する。

６ 引渡物品に係る代金は、その月の初日から月末までの１か月分の合計金額を、当該月の翌月発注者の請求により指定された口座に、指定された期限内に納入するものとする。ただし、合計金額の１円未満の端数は切り捨てるものとする。

第９　その他

１　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

２　企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じてヒアリングを実施する。

３　参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。

４　提出された書類は返却しない。

５　提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

6　本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。
7　その他必要な事項は、規則及び実施要領による。